

独立行政法人地域医療機能推進機構
秋田病院附属介護老人保健施設運営規程

(目的)

第1条 この規定は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する介護老人保健施設（以下「施設」という）並びに指定通所リハビリテーション事業及び指定短期入所療養介護の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法（平成12年4月1日施行。以下「法」という）の目的及び基本理念にもとづき、入所者及び利用者（以下「入所者等」という）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営するものとする。

- (1) 明るく家庭的な雰囲気の中、入所者等の意志及び人格を尊重し、常に入所者等の立場にたってサービスの提供に努める。
- (2) 地域と家庭との連携を重視した運営に心がけ、入所者等が居宅における生活への復帰を目指し、生きがいを持って療養生活を送ることができるよう努める。
- (3) 当施設では、入所者等の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (4) 当施設は、入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者等が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者等又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者等の同意を得て実施するよう努める。
- (7) 入所者等の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (8) 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院附属介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成7年5月1日
- (3) 所在地 秋田県能代市緑町5-47
- (4) 電話番号 0185-5-6600 FAX番号 0185-55-1401
- (5) 管理者名 大塚 博徳
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0550280028)

(職員の職種、員数)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (併設病院長兼務)
- (2) 副管理者 1名 (併設病院事務長兼務)
- (3) 医師 1名以上 (併設病院兼務、非常勤職員含)
- (4) 薬剤師 1名 (併設病院兼務)
- (5) 看護師・准看護師 9名以上
- (6) 介護福祉士 32名以上 (介護支援専門員兼務者含、非常勤職員含)
- (7) 介護職員 4名以上 (非常勤職員)
- (8) 理学療法士 3名以上 (非常勤職員含)
- (9) 作業療法士 2名以上
- (10) 管理栄養士 1名以上
- (11) 支援相談員 2名以上
- (12) 事務員 3名以上 (非常勤職員含)
- (13) 調理員 11名以上 (非常勤職員含)
- (14) その他 7名以上 (非常勤職員)

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、別表のとおりとする。

(入所者等の定員)

第6条 施設の入所者等の定員は、次のとおりとする。

- (1) 入所者(指定短期入所療養介護利用者を含む) 100名
- (2) 指定通所リハビリテーション利用者 40名

(介護老人保健施設のサービス内容)

第7条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

※各種加算は別紙（施設利用料）のとおり。

(指定通所リハビリテーションの内容等)

第8条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行なう。

2 施設は、利用者の求めに応じ、前項の機能訓練、食事、入浴、送迎等のサービスを提供するものとする。

3 指定通所リハビリテーションの営業日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び12月29日から1月3日まで

(2) 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めたときは、営業日を変更することができる。

(3) 営業時間は午前10時から午後4時までとする。

4 指定通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域は、次に掲げるところとする。

(1) 能代市全域

(指定短期入所療養介護の通常の送迎の実施地域)

第9条 指定短期入所療養介護の通常の送迎地域は、次に掲げるところとする。

(1) 能代市、三種町、八峰町、藤里町

(利用者負担の額)

第10条 入所者等負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、施設利用料に掲載の料金により支払いを受ける。

(4) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から4段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙資料（施設利用料）をご覧ください。

(身体拘束)

第 11 条 原則として、入所者等に対して身体拘束を行なわないものとする。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合、又は、身体拘束廃止委員会の審議を踏まえ、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことができる。この場合には、当施設の医師がその様態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に 1 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(虐待の防止等)

第 12 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年 1 回以上に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、入所者等に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、併設病院（JCHO 秋田病院）褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 14 条 入所者等及び家族は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指示に従うこと
- (2) 施設又は備品の毀損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと
- (3) 無断で備品の位置及び形状を変更しないこと
- (4) 喫煙はしないこと（全館・敷地内禁煙です）
- (5) 施設内の清潔及び整頓並びに身体及び衣類の清潔に努めること

(6) その他管理者が必要と認める事項

2 入所者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者に届け出なければならない。

- (1) 身上に変更が生じたとき
- (2) 外来者が面会にくるとき（午前10時30分～午前11時、午後2時～6時）
- (3) 外出又は外泊をするとき
- (4) 協力病院以外の保険医療機関等で治療を受けようとするとき

(非常災害対策)

第15条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、取るべき措置について、あらかじめ対策をたて、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

- (1) 防火管理者には、副管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛院護団を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 入所者等を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 施設は、入所者等に対する介護保健施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第 18 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者等に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 施設は、職員の資質の向上のため研修等を実施するよう務めなければならない。当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年 2 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 22 条 施設は、入所者等の使用する施設、食器、その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び

医療用具の管理を適正に行なわなければならない。

2 感染症及び食中毒が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）は病院院内感染対策委員会の定例会及び臨時会と合同とし、1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第23条 職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た入所者等又は家族の秘密を漏らしてはならない。なお、職員でなくなった後においても同様とする。

（苦情等）

第24条 施設は、提供した介護保険施設サービス等に関する入所者等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置しなければならない。

（その他施設の管理に関する事項）

第25条 施設は、日々の運営、入退所の検討並びに入所者等に対する介護保健施設サービス等の提供に関する事項を記録し、常時当該施設の状況を適正に把握するため、次に掲げる記録を備えておかななければならない。また、完結の日から5年間保管しなければならない。

(1) 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

ウ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表

- (2) 入退所の検討に関する記録
 - ア 入退所検討の経過及び結果
 - イ 定期的な検討の経過及び結果
 - (3) 介護保健施設サービス等に関する記録
 - ア 入所者等の台帳(病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの)
 - イ 入所者等のケース記録
 - ウ 診察、看護、介護、機能訓練等の日誌
 - エ 診療録等診療に関する記録
 - オ 献立及び食事に関する記録
 - (4) 会計経理に関する記録
 - (5) 施設及び構造設備に関する記録
- 2 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
 - 3 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、入所者等負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 4 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、その運営に当たっては、市町村等関係機関との連携に努めなければならない。
 - 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
 - 7 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

第3条については、平成8年11月1日から改正適用する。

第3条については、平成11年4月1日から改正適用する。

介護保険の適用により平成12年4月1日から全面改正する。

第35条については、平成15年1月1日をもって削除する。

第25条の2については、平成19年1月1日から改正適用する。

第33条の1については、平成25年9月1日から改正適用する。

第1条については、平成26年4月1日から改正適用する。

第3条については、平成26年4月1日から改正適用する。

第33条の1については、平成26年10月1日から改正適用する。

第33条の3については、平成27年11月1日から改正適用する。

第5条の2については、平成28年6月1日から改正適用する。

第35条については、令和4年2月1日から改正する。

この規程は、令和6年1月1日から改正適用する。